

◎新潟県告示第1291号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定により、都市計画事業を次のとおり施行する。

平成27年10月6日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 五泉都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・5号東南環状線

2 施行者の名称

新潟県

3 事務所の所在地

新潟市中央区新光町4番地1

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

新潟県五泉市南本町三丁目、五泉字宮ノ腰、寺沢二丁目、寺沢三丁目、寺沢四丁目、川瀬字下本田、  
字政倉及び赤海一丁目地内

(2) 使用の部分

なし